

令和2年(2020年)5月18日

姫路市立小学校・中学校・義務教育学校
児童生徒保護者様

姫路市教育委員会

学校園の臨時休業期間における登校可能日の設定について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業につきまして、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

姫路市教育委員会では、令和2年5月31日(日)まで市立学校園を臨時休業すると決定しておりますが、この度の兵庫県教育委員会の通知を踏まえて、下記のとおり、児童生徒の「登校可能日」を設定することといたしました。

臨時休業自体は継続いたしますので、保護者の皆様におかれましては、引き続き家庭での対応をよろしくお願いいたします。

記

1 登校可能日の日時等

- ・ 学校ごとに、次の期間・日数で定めます。
 - ① 5月20日(水)～22日(金)の間に、1日を上限とする。
 - ② 5月25日(月)の週から、週2日を上限とする。
- ・ 多数の児童生徒が同時に登校することで「3つの密」が生じることのないよう、各校の事情に応じて、学年やお住まいの地区によって異なる日を登校日として定めることがあります。
- ・ 児童生徒が学校に滞在する時間は、午前中で2時間以内とします。
- ・ 詳しくは、学校からお知らせいたします。

2 登校可能日に学校で行うこと

- ・ 児童生徒の健康状態の確認
- ・ 児童生徒の臨時休業中の自宅学習の進捗状況の確認
- ・ 今後の予定についての連絡 等

3 その他(登校可能日について)

- ・ 授業日とは位置付けません。
- ・ 学校給食は実施しません。
- ・ 部活動は実施しません。
- ・ 今後、緊急事態宣言が解除されるなど、状況の変化があった場合は、あらためて方針を検討する。